

総 税 都 第 2 号
平成26年1月24日

各道府県税務主管部長
東京都総務・主税局長 御中

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成25年10月1日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」により、消費税率（国・地方）については、本年4月1日より5%から8%へ引き上げることが確認され、地方消費税率についても100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられることとなりました。

消費税率（国・地方）引上げの趣旨は、主として今後も増加が見込まれる「社会保障4経費」（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう。以下同じ。）の財源確保にあることから、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月17日閣議決定）において、「消費税込（国・地方、現行分の地方消費税を除く。）については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされました。これを踏まえ、国分の消費税込については全額「社会保障4経費」に充てることとされ、また、引上げ分の地方消費税込（市町村交付金を含む。以下同じ。）については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記されました。

地方団体においては、この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税込を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようするとともに、引上げ分の地方消費税込の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示していただきますようお願いいたします。予算書や決算書の説明資料等における明示の例をご参考として添付しておりますのでご参照ください。

なお、平成26年度における地方消費税込には引上げ前の地方消費税率によるものが含まれるとともに、引上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、平成26年度の地方消費税込の12分の2に相当する額を「社会保障施策に要する経費」に充てることとされておりますのでご留意ください。また、平成26年度における徴収取扱費の国への支払は、社会保障財源化分以外から行うこととされておりますのでご留意ください。

貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

留意事項

1 引上げ分の地方消費税の用途の範囲

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

「社会保障施策に要する経費」には社会保障4経費が含まれているところ、この「社会保障施策」とは、

- ・ 社会福祉
- ・ 社会保険
- ・ 保健衛生

のいずれかに関する施策をいいます。

引上げ分の地方消費税収の用途となる「社会保障施策に要する経費」である、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」それぞれの対象範囲については以下のとおりとなります。

(1) 「社会福祉」

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、

- ・ 生活保護
- ・ 児童福祉
- ・ 母子福祉
- ・ 高齢者福祉
- ・ 障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）

などとなります。

(2) 「社会保険」

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、

- ・ 国民健康保険
- ・ 介護保険
- ・ 年金

などとなります。

(3) 「保健衛生」

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、

- ・ 医療に係る施策
- ・ 感染症その他の疾病の予防対策
- ・ 健康増進対策

などとなります。

2 都道府県・市町村における社会保障財源額

平成26年度において「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている額は、都道府県では、平成26年度の地方消費税収から、平成26年度中に行った清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算

し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の12分の2に相当する額から、当該年度中に人口に応じて按分して市町村に交付した額を控除した額となります。また、市町村では、社会保障財源化分の市町村交付金は、平成26年度中に人口に応じて按分して都道府県から交付を受けた額に相当する額となります。

3 徴収取扱費

平成26年度は、平成25年12月から平成26年11月までに国に納付された地方消費税に係る徴収取扱費を各都道府県が支払うこととなりますが、徴収取扱費の算定に当たっては以下の取扱いを行う予定にしておりますのでご注意ください。

- 平成25年12月から平成26年3月までに国に納付された地方消費税については、以下のとおり、現行の算定式により算定された金額となります。
 - ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額×0.35%
 - ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額×0.55%
- 平成26年4月から同年11月までに国に納付された地方消費税については、以下のとおり、改正後の算定式により算定された金額となります。平成27年度における徴収取扱費の算定も以下の算定式を用いることとなります。なお、平成26年度に国に納付された地方消費税に係る徴収取扱費の算定については、以下の算定式における「総額」に12分の10を乗じ、平成27年度に国に納付された地方消費税に係る徴収取扱費の算定については、以下の算定式における「総額」に17分の10を乗じることとなります。
 - ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.45%
 - ・ 徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.50%

引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

【都道府県の場合】・引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。） ○.○億円

【市町村の場合】・市町村交付金（社会保障財源化分） ○.○億円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 ○.○億円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名（例）		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	県(市)債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	○○,○○○					
	高齢者福祉事業						
	児童福祉事業						
	母子福祉事業						
	生活保護扶助事業						
	小計						
社会保険	介護保険事業						
	国民健康保険事業						
	小計						
	保健衛生						
保健衛生	高齢者医療事業						
	病院事業						
	疾病予防対策事業						
	医療提供体制確保事業						
	小計						
合計							

※表記載の事業名は、一例です。実際に、予算書や決算書の説明資料等に記載する際には、各自治体が行っている事業に応じて適宜、分類してください。事業として該当するものは、地方単独事業及び国庫補助負担金事業における社会保障施策に要する経費（雇用労災対策に要する経費は除く。）となります。なお、地方単独事業については、「社会保障関係の費用に関する調査（平成22年度）について」（平成23年8月17日総財調第23号）を参考にしてください。

※事務費や事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）等は除外してください。ただし、地方公務員等共済組合法に基づく負担金のうち、基礎年金拠出金及び育児休業手当金は計上してください。